

離職者住居支援給付金の概要

1. 支給対象事業主

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主
- (2) 住居の支援を目的とした再就職援助計画(雇対法25条1項による任意の提出のみ)を作成した事業主。ただし、提出時期については、施行日から2か月経過後までの分については支給申請と同時に行うこととし、それ以降に開始する分については事前に提出することとする。
→当該再就職援助計画には、過半数以上で組織される労働組合又は労働者の過半数を代表する者から意見を聴く必要あり

2. 対象労働者

- (1) 住居の支援を目的とした再就職援助計画の援助対象労働者であること。
- (2) 支給対象事業主に雇用されていた者であって、雇用保険の被保険者（正規労働者を含む。）又は6か月以上雇用されている週所定労働時間20時間以上の者
- (3) 離職日の前日以前から支給対象事業主に有償無償を問わず住居の提供を受けていた者

3. 支給要件

対象労働者が離職前から住んでいた住居に、原則は無償で離職後も継続して居住させること。光熱水費は対象労働者負担で差し支えない。

- (1) 離職前後の住居は必ず同じであること（平成20年12月31日までに提供を開始した分については、この要件を除外する。）
- (2) 対象労働者に住居に係る費用の負担を課している場合は、1か月当たりの住居に係る費用から対象労働者の負担額を控除した額が4に定める支給額以上であり、かつ離職前に比べて負担額が増額していない場合に限り認めることとする。

4. 支給額

対象労働者1人に係る1か月当たりの支給額は、以下の各号に掲げる住居が存在する都道府県の区分に応じて、各号に定める額とする。ただし、離職者1人当たりの専有面積が10㎡以下の場合は半額を支給する（平成21年1月4日まで提供した分については、その専有面積に拘わらず満額を支給する。）

なお、日数に端数が生じた場合は日割り計算とする。

- (1) 次に掲げる都府県については、1か月当たり6万円とする。
埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県
- (2) 次に掲げる県については、1か月当たり5万円とする。
青森県、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、新潟県、石川県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、広島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
- (3) 次に掲げる道県については、1月当たり4万円とする。
北海道、岩手県、山形県、福島県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、和歌山県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県、宮崎県

5. 支給対象期間と支給申請期間

離職日の翌日（継続して住居の提供等を開始した日）から6か月分までが給付金の対象となる。

以下の要件に該当した場合は、該当日までとなる。

- イ 離職日の翌日から6か月経過した場合は、6か月目に達した日
→ 2週間以上前に対象労働者に告知が必要
- ロ 事業主の都合により提供等を中止した場合は、対象労働者が退去した日
→ 2週間以上前に対象労働者に告知が必要
- ハ 対象労働者が自己の都合により退去した場合は、その退去した日。ただし、支給対象者が雇用保険の被保険者として就職した場合は、その退去日か就職に係る雇入日かいずれか早い日とする。

支給申請期間は上記イ～ハの日の翌日から起算して1か月間

6. 不支給要件

次のいずれかに該当する事業主については、給付金は支給しない。

- (1) 前々年度より前のいずれかの保険年度に、労働保険料を納入していないとき
- (2) 助成金の不正受給が過去3年間にあるとき
- (3) 一度支給対象となった対象労働者で、再度申請するとき
- (4) 支給対象期間の最初の1か月目であって、事業主の都合により住居の提供を中止したとき（平成20年12月31日までに提供を開始した分については、この要件を除外する。）

7. 遡及措置

給付金の施行日以前から上記1～6の要件を満たしており、かつ平成20年12月9日（遡及日）以降住居を継続して提供等していた場合、下記のとおり支給申請を行うことができる。

- (1) 支給対象期間は対象労働者の離職日の翌日又は平成20年12月9日のどちらか遅い方からとする。
- (2) 給付金の施行日より前に住居の提供が終了していた場合の支給申請は、給付金の施行日から1か月とする。

8. 特例措置

給付金の特例措置として、平成21年3月31日までの間、下記のとおり取り扱うこととする。

- (1) 上記3(2)に関わらず、離職後有償で住居を提供していても支給対象とする。ただし、対象労働者から受け取った金額については給付金から減額する。
- (2) 当該期間内において、離職後の住居に係る費用について対象労働者からあらかじめ前払金等を受けていた場合であっても、支給申請日までに対象労働者に返還することにより、支給申請を行うことができる。ただし、返還方法は銀行振り込み等客観的に返還の事実が確認できる手法に限ること。